

保育課関係

1. 待機児童解消に向けた取組について

(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

保育所の待機児童については、待機児童ゼロ作戦の推進等により、改善傾向にあったものの、平成20年4月には5年ぶりに増加に転じ、依然として都市部を中心に、約2万人が存在している。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、平成20年2月には、保育所等の待機児童の解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。

具体的な目標値としては、昨年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の達成水準として設定された、保育サービス(3歳未満児)の提供割合38%を掲げている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村(特定市区町村)においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算に計上した「安心こども基金(仮称)」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成20年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

① 特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表す

るとともに都道府県知事に提出すること。

- ② 特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所運営費について

- ① 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度予算案において兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合においては、3人目以降について無料とすることとしているので、管内市町村において適切に取扱われるよう周知方お願いしたい。

- ② 保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。

なお、定員区分細分化に伴い、平成10年2月13日児保第3号「保育所への入所の円滑化について」通知についても別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を行う予定であるので、保育の実施が適切に行われるようご配慮願いたい。

(4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成21年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2. 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算案においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法において法定化され、平成22年4月に施行することとしている。そのため、家庭的保育事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定することとしており、「家庭的保育の在り方に関する検討会」において、ご議論いただいているところである。検討会での報告を元に、省令改正などを行うこととしており、その際は、パブリックコメントの募集などを予定している。

また、「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしており、将来の需要を見込み積極的に事業を推進されたい。

なお、本事業の実施は平成22年度末までとなっているので留意されたい。

さらに、家庭的保育事業については、平成21年度予算案において、

対象児童数を5,000人に拡充するとともに、実施要件を緩和し、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

〈主な改正点〉

① 事業対象自治体

待機児童がいる自治体のみならず、すべての自治体で実施可能とする。

② 家庭的保育支援者の要件緩和

従来の家庭的保育者6人以上に家庭的保育支援者1人の配置から、3人以上に1人の配置に緩和する。

③ 連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

（2）病児・病後児保育事業について

① 補助方式の変更について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

② 利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いします。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成21年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所
- ③ 夜間保育所
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

注1 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第1128003号通知）に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所

注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所

注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所

注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

（3）一時預かり事業について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）については、これまでも予算補助事業として、実施の促進に努めてきたところであるが、今般、改正児童福祉法により、平成21年4月1日から児童福祉法に基づく事業として施行されることとなったところである。

具体的な運用については、事業開始に伴う届出事項や事業実施に関する必要な基準を設けるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ、さらなる普及促進を図ることとしている。（関連資料7（334頁））

実施主体については、多様な主体による取り組みを促進していくため、特に制限は設けておらず、これまでの保育所における実施に加えて、地域子育て支援拠点や商業施設内など様々な場所で事業展開されることが期待される。

このため、一時預かり事業にかかる国庫補助については、別紙のとおり3類型に区分することとしており、保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料6（333頁））

(4) 地域ニーズへの対応について

保護者の勤務形態の多様化等に伴い、地域における保育ニーズに対してきめ細やかに対応する必要があることから、以下に掲げる各事業については、従来の保育所での実施のほか、地域の保育資源として一定の基準を満たす施設における事業実施を可能とし、保育サービスの提供手段の多様化を図ることとしたのでご留意願いたい。

① 家庭的保育について

家庭的保育事業については、平成21年度において、地域ニーズへの対応の観点から、次の改正を予定している。

・連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

② 休日・夜間保育について

休日保育事業、夜間保育推進事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づく計画的な事業実施のため、補助単価を大幅に見直すとともに、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、これまでの認可保育所における事業実施に加え、次の①及び②の要件を満たす施設における事業実施を可能とし、当該施設についても国庫補助の対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

<補助の要件>

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条第2項に定める設備及び人員に関する基準を満たす施設
- ② 当該施設の運営に要する費用について、市町村が継続的な公費助成を行っている施設
(保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)

(5) 駅型保育試行事業について

駅型保育試行事業については、モデル事業として平成6年度から実施しているところであるが、相当の期間を経過し、モデル事業としての当初の目的は達成されたことなどから、既に実施市及び事業者に対してお

知らせしているとおおり、平成21年度をもって事業を終了することとしている。

実施市においては、事業者に対して、再度、事業終了を周知徹底するとともに、認可化移行に向けた取組や事業終了に伴う児童の受け入れ先の確保等の特段のご配慮をお願いしたい。

3. 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、平成20年4月1日現在で229件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を発出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、平成20年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、平成20年度中に結論を得る予定である。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4. 保育所の規制緩和等について

(1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準等に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。答申では、そのほか保育士資格制度の見直し、家庭的保育の拡充、病児・病後児保育サービスの拡充や認定こども園制度の見直しなども盛り込まれている。これを受け、本年3月には、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」が再改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われてきたところであり、本年夏から秋には「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度に引き続き、平成20年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところである。本年度は、自園調理の保育所との比較を行

ったところ、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの認識が多く、特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。こうした状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このため、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開について、引き続き検討が必要と考えている。

また、保育所の給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところである。また、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、平成20年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行った。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所が依然として存在することから、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

(3) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正において、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしている。しかし、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

また、昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者に不安を与えないよう、民営化や保育所認可に際しては、特に事業運営の安定性が確保されていることに留意し、万が一事業廃止となった場合のサービス確保のあり方についても併せて検討されたい。

5. 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度においては別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を予定しており、各地方公共団体においては保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めてご配慮願いたい。

① 定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

② 定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の2年度間*常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

なお、保育の実施にあたっては、保育ニーズがあるにもかかわらず意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。

（見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。）

※ 平成23年4月1日から適用とする。ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は定員の見直しに取り組むこと。

③ 定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度より保育単価の定

員区分の細分化を行うこととしており、定員の見直しへの取組を阻害しないような仕組みとすることから、定員については入所児童数に応じた設定を行うこと。

(2) 保育所入所の促進について

① 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

ア 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日雇児保発第0222001号）において、

- i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、
- ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せてご了知願いたい。

イ 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

② 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

ア 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号)において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めてご了解願いたい。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切にご配慮をお願いしたい。

イ 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」(平成16年8月13日雇児発第0813003号)においてお示ししており、当該通知の内容について、改めてご了解願いたい。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所(私立認定保育所)の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししており、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

(3) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えな

いこととしているところである。

昨今、DV被害者等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収にご配慮願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、徴税担当部局等との連携のうえ、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

(4) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について

平成20年3月28日に公布された「保育所保育指針」は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月1日に施行される。保育所保育指針においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護

と教育)の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しがなされたところである。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を策定した。また、平成20年2月27日に国が取りまとめた「新待機児童ゼロ作戦」においても、「保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」と明記しているところである。

アクションプログラムの具体的内容として①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質・専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示している。

国としては、このアクションプログラムに基づき、平成20年度中に、
① 保育所における自己評価ガイドライン
② 保育所における感染症予防対策ガイドライン
を策定し、各都道府県等あて通知する予定である。また、地域における保育実践の更なる改善・向上に資するため、「保幼小連携事例集」及び「保育指針を映像に！」(2枚組DVD)を作成し、送付することを予定している。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

各地域の実状や課題などを踏まえ、保育の質の向上に資する取組が、保育現場と行政との協働により計画的に行われるとともに、新たな保育所保育指針の趣旨・内容の普及を図ることに特段の配慮を願いたい。

7. 安心こども基金（仮称）について

「安心こども基金（仮称）」については、昨年10月30日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた「生活対策」において「『安心こども基金』創設による子育て支援サービスの緊急整備」が盛り込まれたことを受けて、平成20年度第2次補正予算に1,000億円が計上されたところである。

「安心こども基金（仮称）」については、都道府県に基金を造成し、市町村と連携のもと「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間である平成20年度から平成22年度において、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としているものである。

このような主旨を踏まえ、都道府県及び市町村においては、積極的な取組を行うようお願いしたい。

なお、「安心こども基金（仮称）」における認定こども園事業費と、保育所運営費国庫負担金に関する事務については、事業者の事務負担の軽減に資するため、申請窓口を一本化する等一元的な対応が図られるよう従前よりお願いをしているところであるが、まだ一本化されていない市町村においては早急に対応いただくよう配慮をお願いしたい。

8. 保育所等における事故防止等について

（1）保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。

- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方お願いする。

また、このほか「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

（2）保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は36%、保育所の耐震化率は59.7%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は56%、私立保育所62.9%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、各地方公共団体の関係部局と連携を図りこれらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

（3）認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあるところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

また、昨年12月に決定された「規制改革推進のための第3次答申」において、「認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべき」とされた。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求め必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いします。

さらに、昨年の例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成19年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・ 認可保育所 18件
- ・ 認可外保育施設 28件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

